

指定ユニット型地域密着型介護老人
福祉施設入所者生活介護施設
指定短期入所生活介護事業所
運 営 規 程

社会福祉法人 黎 明 会

「やすらぎの園」

指定ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護施設
指定短期入所生活介護事業所（ユニット空床利用型）
「やすらぎの園」運営規程

第1章 施設の目的および運営方針

（目的）

第1条 この規程は、当施設の指定ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護および指定短期入所生活介護（ユニット空床利用型）の運営について必要な事項を定め、業務の適切かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、また、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準」「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」および「指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準」を遵守し、利用者の生活の安定および生活の充実、並びに家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営方針）

第2条 当施設は少数の居室及び共同生活室ごとにおいて、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものになるよう配慮しながら各ユニットにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、相談および援助、社会生活上のケア、機能訓練、栄養管理、健康管理および療養上のケアを行うことにより、利用者が相互に社会的関係を築きながら、その有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 当施設の指定短期入所介護事業（ユニット空床利用型）は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上のケアおよび機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

3 当施設は、地域や家族とのつながりを重視しながら関係する市や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図るものとする。

第2章 職員の職種、員数および職務の内容

(職員)

第3条 当施設は、介護保険法に基づく「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」および「指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準」に示された所定の職員を配置するものとする。

ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 施設長 | 1名 |
| (2) 医師 | 利用者に対し健康管理及び療護上の指示を行なうために必要な人員（内科 精神科 歯科） |
| (3) 生活相談員 | 2名 |
| (4) 介護職員 | 7名以上 |
| (5) 看護職員 | 1名以上 |
| (6) 栄養士（管理栄養士） | 1名 |
| (7) 機能訓練員 | 1名以上 |
| (8) 介護支援専門員 | 1名以上 |

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務)

第4条 職員は、当施設の設置目的を達成する為必要な職務を行う。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括すると共に老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。
- (2) 医師は、利用者の健康管理および衛生指導に従事する。
- (3) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者介護の計画および実施に関することに従事する。
また、常に介護支援専門員との連携を図り、把握した情報をサービス計画に繋げる。
- (4) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (5) 看護職員は、利用者の診察の補助および看護並びに利用者の保健衛生管理に従事する。看護責任者は、医師の指示を受け、看取り介護に係る体制整備を図る。
- (6) 管理栄養士は、献立作成、栄養管理・栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、栄養量計算、食事記録及び栄養指導に従事する。

- (7) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、また、その減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員は、居宅生活への復帰を念頭に置きながら施設サービス計画を作成、実施状況を把握、必要に応じ計画を変更し利用者の満足度を確保する。
- (9) 職員は、ボランティア等のインフォーマルサービス提供者との連携も常に考慮しなければならない。
 - 2 日中については、ユニットごとに常時1名以上の介護職員を、夜間及び深夜については2ユニットごとに常時1名以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。またユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。

第3章 定員

(定員)

- 第5条 当施設の利用定員は、2ユニット20名とする。
- 2 当施設の指定短期入所生活介護事業所の利用は、空床利用型4名とする。
 - 3 当施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて入居させることはない。

第4章 利用者に対するサービスの内容 および利用料その他の費用の額

(施設サービス計画・短期入所生活介護の作成と開示)

- 第6条 介護支援員は、指定介護老人施設の利用者について、サービスの内容等を記載して施設サービス計画書の原案を作成し、それを利用者に対して説明の上、文書にて同意を得るものとする。
- 2 短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画は、概ね4日以上にわたり継続利用する場合に作成する。
 - 3 上記に基づくサービス提供記録は、希望に応じて9時から17時の間に、施設内にて閲覧できるものとする。
 - 4 上記の記録は、退去の日から2年間保存しなければならない。

(サービスの提供)

- 第7条 職員は、サービスの提供に当たっては、利用者またはその家族に対して、施設サービス計画書または短期入所生活介護計画書に基づき、サービス提供上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。また、それら計画書を基本とするサービスを提供するものとする。

(虐待防止のための措置)

- 第8条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合には直ちに市区町村へ報告し防止策を講じる。
- 2 虐待防止管理責任者は、事業所の管理者とする。
 - 3 職員に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的（年1回以上）に開催するとともに、新規採用時には必ず実施する。
 - 4 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的（年1回以上）に開催するとともに、委員会での検討結果を職員に周知徹底する。
 - 5 苦情解決体制を整備する。
 - 6 利用者の虐待の防止、虐待を受けた利用者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による利用者の被害の防止及び救済を図るために、成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たっては必要な支援を行う。

(身体拘束の禁止)

- 第9条 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態度及び、時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
 - 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（年1回以上）に開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施するとともに、新規採用時には必ず実施する。

(サービス提供の記録と連携)

- 第10条 施設は施設サービス計画書または、短期入所生活介護計画等に則って行なったサービス提供の状況やその折の反応及び家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携するものとする。

(居室及びユニット)

- 第11条 居室はすべて個室で、ユニットすずらんまたはユニットなでしこに属し、それぞれの共同生活室に近接している。

(共同生活室)

第12条 それぞれのユニットに共同生活室を配し、利用者の交流と家事ができるような設備・構造となっている。

(入浴)

第13条 1週間に2回以上、入浴または清拭を行う。ただし傷病があったり、伝染性疾患の疑いがあるなど、医師または看護職員が入浴が適当でないと判断する場合にはこれを行わないことができる。

(排泄)

第14条 利用者の心身の状況に応じて、また個々人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適宜取り替えるものとする。

(離床、着替え、整容等)

第15条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第16条 食事は、栄養並びに入居者の身体の状況および嗜好を考慮し栄養ケア計画に基づいたものとする。

2 食事の時間は概ね次ぎのとおりとする。

(1) 朝食 午前8時00分から

(2) 昼食 午後0時00分から

(3) 夕食 午後6時00分から

3 予め連絡のあった場合は、別に定めるところにより衛生上または管理上許可可能な一定時間、食事のとり置きをすることができる。

4 予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

5 栄養ケアマネジメントに基づき、食事形態の見直し、療養食の提供等行なうものとする。

(短期入所生活介護の送迎)

第17条 入所開始時および退所時には、利用者の希望・状態により自宅まで送迎を行う。

(相談、援助)

第18条 当職員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じると共に必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の適時の供与等)

第19条 趣味、教養、娯楽設備等を整え、利用者が自ら希望・選択する自律的な生活が送れるように支援するものとする。

2 利用者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者及び家族において行うことが困難である場合は、その申し出、同意に基づき、所定の手続きにより代わって行うことができる。

(機能訓練)

第20条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(健康保持)

第21条 医師または看護職員は、常に利用者の健康状態に注意し、日常における健康保持のための適切な措置を取り、必要に応じてその記録を保存する。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第22条 事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、まん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所において、感染症又は食中毒の予防・まん延防止のための対策を検討する委員会を定期的(3月に1回以上)に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する。また、その結果について職員へ周知徹底を図る。

(2) 事業所は、感染症及び食中毒の予防・まん延防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防・まん延防止のための研修並びに訓練を定期的(年1回以上)に開催するとともに、新規採用時には必ず研修を実施する。

(入院時の居室の取り扱い)

第23条 事業者は、利用者の同意がある場合には、その入院期間中、当該居室を短期入所生活介護等に活用することができる。なお、短期入所で

空床を利用した期間は居室料の発生はなし。

- 2 利用者が入院した場合、3ヶ月以内に退院が見込まれかつ退院された場合には、再び施設に入所できる。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、施設の受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等を利用することができる。
- 3 入院期間中も居室を確保する場合は、入院の翌日から6日間は基本サービス費に代わる入院・外泊時加算と負担段階別の居室料を、7日目以降は負担段階別の居室料が発生する。

(緊急時の対応)

- 第24条 利用者は、身体の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。
- 2 職員は、ナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった場合、速やかに適切に対応を行うものとする。
 - 3 利用者が、あらかじめ近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡先と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行うものとする。

(利用料)

- 第25条 利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスに係る費用の1割又は2割、3割と食事代、居住費および日常生活等に要する費用として、別に定める利用料の合計とする。
- 2 指定短期入所生活介護事業所の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅介護サービス（居宅支援サービス）に係る費用の1割又は2割、3割と送迎に要する費用、食事代、滞在費および日常生活等に要する費用として、別に定める利用料の合計とする。
 - 3 利用者が、特例居宅介護サービス費、特例施設介護サービス費、高額介護サービス費、特例居宅支援サービス費、高額居宅支援サービス費を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。
 - 4 利用料は暦日によって、利用料の当月分の合計額を毎月支払うものとする。
 - 5 利用者は、第4項による利用料を翌月月末までに支払うものとする。（利用料の請求は利用月の翌月15日までに行なう）ただし、入

所終了に伴い月の途中で退所する場合は、残金を退所時支払うものとする。

6 支払いは、振込みまたは現金の何らかの方法によるものとし、支払い方法は利用開始時に決定するものとする。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(自己選択の生活と共同生活への尊重)

第26条 利用者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることをも深く認識し、秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出および外泊)

第27条 利用者は、外出（短時間のものは除く）または外泊しようとするときは、その都度、外出・外泊先、用件、帰着する予定日等を施設長に届け出るものとする。

(面会)

第28条 利用者は、外来者と面会しようとするときは、外来者がその旨を施設長に届け出るものとする。施設長は特に必要がある時は面会の場所や時間を指定することができるものとする。面会時に持参した物品、食品、薬等は必ず職員に伝えるものとする。

(健康留意)

第29条 利用者は努めて健康に留意すること。当施設で行う健康診断は特別の理由がない限りこれを受診し、予防接種も受けるものとする。

(衛生保持)

第30条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また施設に協力するものとする。

(禁止行為)

第31条 利用者は、当施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
- (5) 故意または無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

第6章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第32条 当施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備非常放送設備等、災害、非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 当施設は、消防法令に基づき、非常災害に対して具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員および入居者が参加する消火、通報および避難の訓練を原則として月1回を実施し、そのうち年2回は避難訓練を実施するものとする。

3 利用者は健康上または防災上等の緊急事態の発生に気付いた時は、ナースコール等で最も適切な方法で、当施設職員まで事態の発生を知らせるものとする。

第7章 その他の運営についての重要事項

(身体的拘束等)

第33条 施設は、当該入居者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、適正な手続きのもと、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。また、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講ずる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年に2回に開催する。

(守秘義務等)

第34条 施設及び、職員は、施設サービスを提供する上で知り得た入居者またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。この守秘義務は、本契約終了後も継続する。

2 施設は、入居者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に入居者の心身の情報を提供できるものとする。

- 3 その他、個人情報の提供の必要が生じた場合は、入居者とその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止の関する事項)

第35条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(利用資格)

第36条 当施設の利用資格は、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設または短期入所生活介護の利用の資格があり、当施設の利用を希望する者であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者、および、その他法令により利用できる者とする。

(内容および手続きの説明および同意、契約)

第37条 当施設の利用にあたっては、予め、入居申込者および、身元引受け人に対し、本運営規程の概要、職員の勤務体制やその他重要事項を記した文書を交付して説明を行い、申込者の同意を得た上で利用契約書を締結するものとする。

(施設・設備)

第38条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、利用者との協議の上決定するものとする。

- 2 利用者は、定められた場所以外、占用してはならない。
- 3 施設・設備等の維持管理は当施設職員が行うものとする。

(看取り介護)

第39条 施設は、看取りに関する指針を定め、入居の際に、指針の内容を説明し同意を得るものとする。

(苦情処理)

第40条 利用者または見元引受人は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無および改善の方法について、利用者または身元引受人に報告するものとする。なお、苦情申立窓口は、別に定める「重要事項説明書」に記載されたとおりとする。

第8章 雑則

(委任)

第41条 この規程の施行上必要な細目については、施設長が別に定める。

(附則)

この運営規程は、平成26年4月1日より施行する。
改正後の規程は、平成27年8月1日より施行する。
改正後の規程は、平成30年4月1日より施行する。
改正後の規程は、平成30年8月1日より施行する。
改正後の規定は、令和1年10月1日より施行する。
改正後の規程は、令和3年4月1日より施行する。
改正後の規程は、令和3年8月1日より施行する。
改正後の規程は、令和4年10月1日より施行する。